

釧路湿原「自然再生事業」の基本方針について

釧路湿原における各種地域指定等の現状

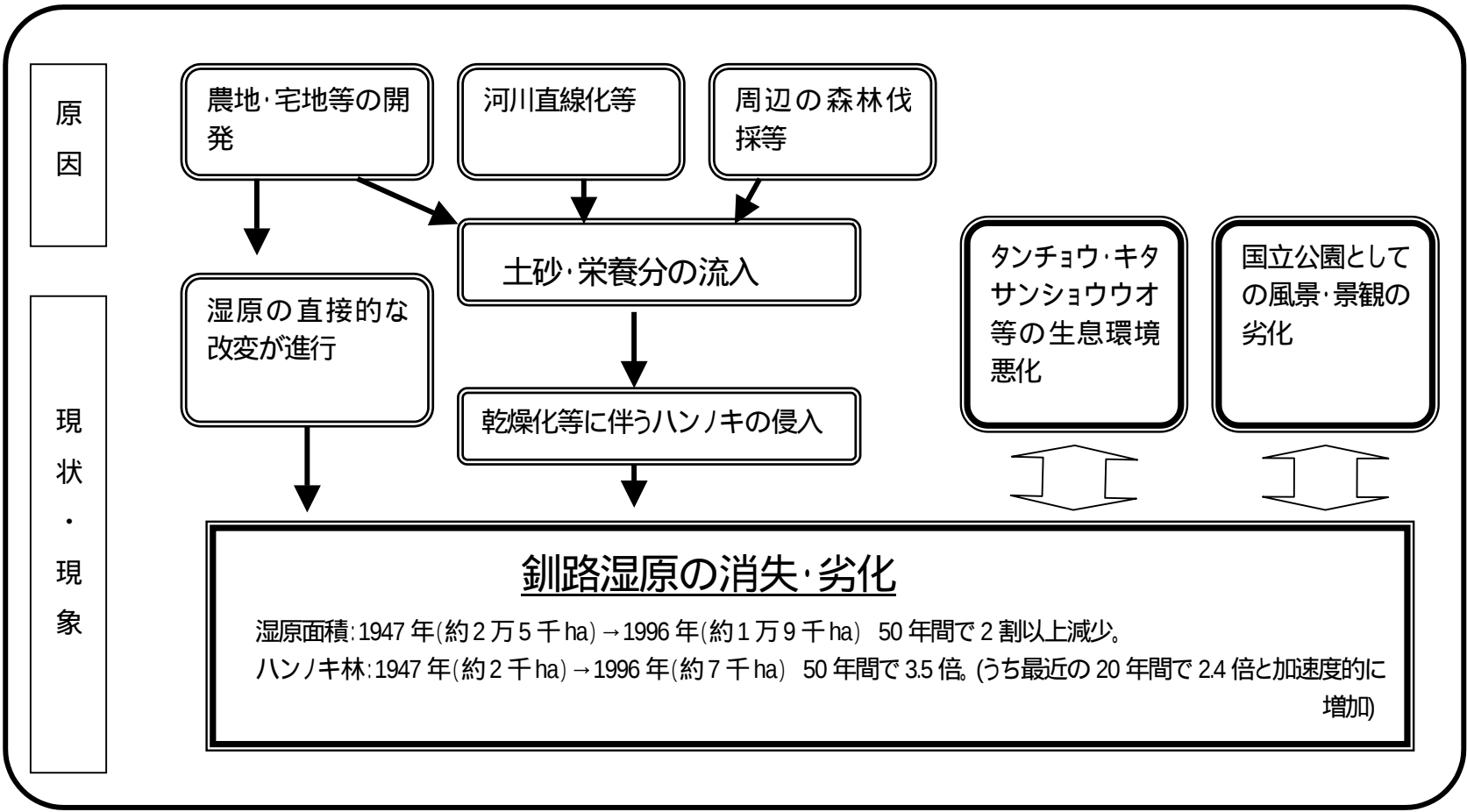
- 国立公園（環境省）
- 釧路湿原国立公園 1987年指定（面積：約2万7千ha）
市町村別面積
 - ・釧路市 2600ha
 - ・釧路町 3800ha
 - ・標茶町 12000ha
 - ・鶴居村 8500ha

釧路湿原国立公園年間利用者数の推移 単位：万人

年次	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12
公園利用者数	87	79	77	61	74	64	56

- ラムサール条約登録湿地（環境省） 1980年登録（面積：約8千ha）
国設鳥獣保護区（環境省） 1958年当初設定（面積：約1万2千ha）
国指定天然記念物（文化庁） 1967年指定（面積：約5千ha）
河川区域（国土交通省） 2000年拡張（面積：約1万6千ha）
国有林（林野庁）
農業振興地域（農林水産省）

釧路湿原が消失・劣化した原因と現状



- 現状把握の課題:
- 自然環境を始めとする各種データの精度をさらに上げる必要。→ 補完的自然環境調査を関係省庁とも連携して実施。
 - 関係機関がバラバラに所有しているデータベースを統一し効率的に活用する必要。→ 「調査技術小委員会」等にて議論。



環境省の釧路湿原「自然再生事業」の基本方針

「釧路湿原の河川環境保全に関する提言」(平成13年3月:釧路湿原の河川環境保全に関する検討委員会(辻井達一委員長))のうち、国立公園等自然環境の観点から調査・計画・事業を強化・推進するため、環境省として、自然再生事業を実施。

